

推進項目	II－1 連携・協働の推進	
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言  (分権宣言進化プログラム実践項目③)	中心となる領域等  人事領域、市町村領域、各地方振興局

#### 取組の内容

既存の枠組みにとらわれない、より地域の実状を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置し、共同研究を行い、住民のニーズや意見が反映された提言をとりまとめます。

なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、より的確に反映されるよう、各地域の地域連携室と密接な連携のもと取組みを進めます。

#### 〈展開例〉

- 地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえ、制度改正等の提言を実施
- 住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言
- 県版特区の検討 など

#### 【成果目標】

平成18年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型自治制度研究会議を設置します。

研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改正や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。

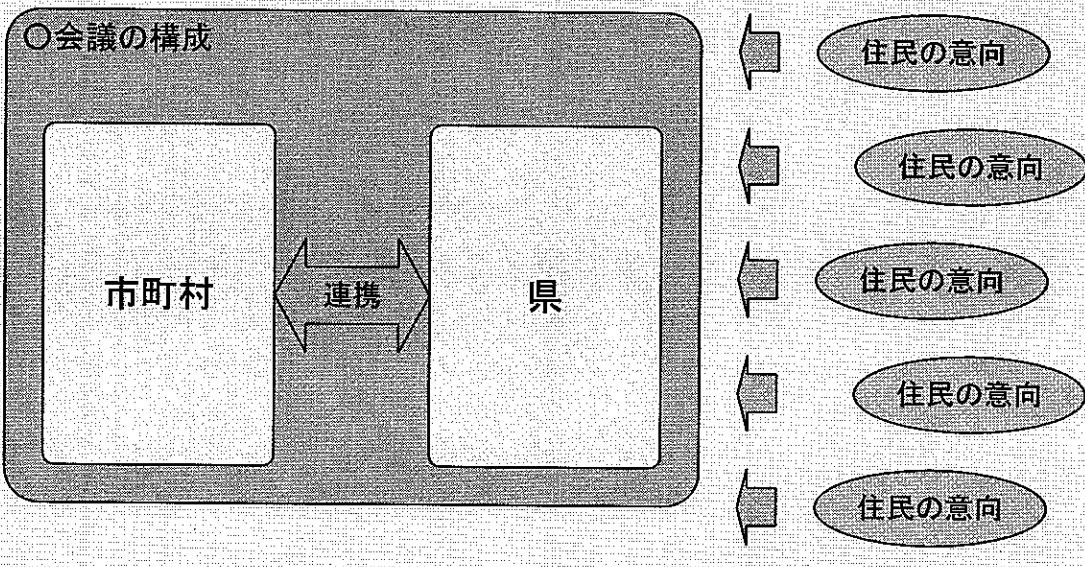
#### 取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研究会議の設置・運営					→
制度提案	—				→
備考					

# 多様な自治制度の研究・提言

地域の実状を反映した多様な自治の実現

## ◆地域密着型自治制度研究会議



分権宣言進化  
プログラム

自治制度のあり方も住民を出発点に多様であるべき

地方分権時代

## ◆これまでの自治制度

全国一律的・画一的な自治制度

国の中集権的な行政システムの一つとして機能

推進項目	II-1 連携・協働の推進								
取組項目	(2) 市町村と県の業務連携システムの構築 (分権宣言進化プログラム実践項目⑦)				中心となる領域等 人事領域、市町村領域、 地域づくり領域、各地方振興局				
取組の内容									
市町村と県の業務連携に向け、次により取り組みます。									
<p><b>1 専門的な業務支援システムの構築</b>            専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベース（仮称：専門機能データベース）を構築するとともに、現場主義の観点から市町村との協働による課題解決に向け、組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討します。</p> <p><b>2 市町村と県の業務の共同処理システムの検討</b>            市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討します。</p>									
<p><b>【成果目標】</b>            平成18年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。            構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。</p>									
取組の工程表									
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
専門機能データベース 構築 運用									
市町村と県の共同処理 仕組みの検討・構築 導入・実施									
備考									

# 市町村と県の業務連携システムの構築

## ◆具体的な方策

県の専門機能データベースの構築

市町村と県の業務の共同処理システム(検討)



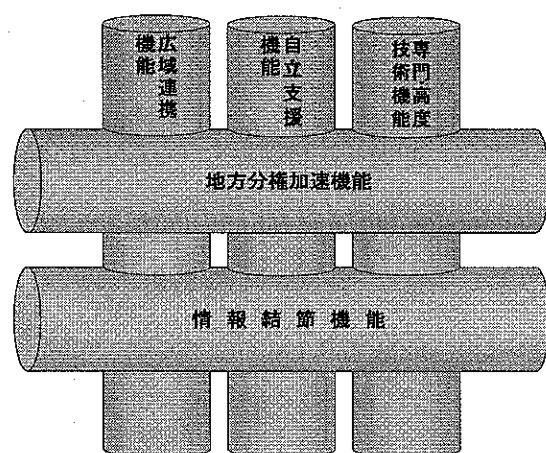
住民・市町村による地域づくりをサポート



分権宣言進化プログラムで提案した県の新たな5つの機能

### 【タテ軸: 従来の県の機能の進化】

- ◆広域連携機能: 市町村域を超える課題+県域を超える課題  
(他の都道府県と連携)の解決
  - ◆自立支援機能: 市町村の自立の確立を支援する取組み  
(従来の補完機能の強化)
  - ◆専門・高度技術機能: 市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任
- 【ヨコ軸: 真の地方自治を確立する新たな機能】
- ◆情報結節機能: あらゆる情報の結節点としての機能
  - ◆地方分権加速機能: 地域の実状に応じた制度提案など、  
地方分権を加速させる機能  
(※過渡的な機能)



推進項目	II-1 連携・協働の推進							
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 (分権宣言進化プログラム実践項目⑬)	中心となる領域等			人事領域、市町村領域、			
取組の内容	<p>市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくすための取組みを推進します。</p> <p>また、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、問題事例についてはその対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。</p>							
【成果目標】	<p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等を通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p>							
取組の工程表								
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
問題事例の収集					→			
改善の実践	—				→			
備考								

# 市町村・県・国のイコール・パートナー関係の確立

地域のことはより住民に近いところで意思決定ができるようにする



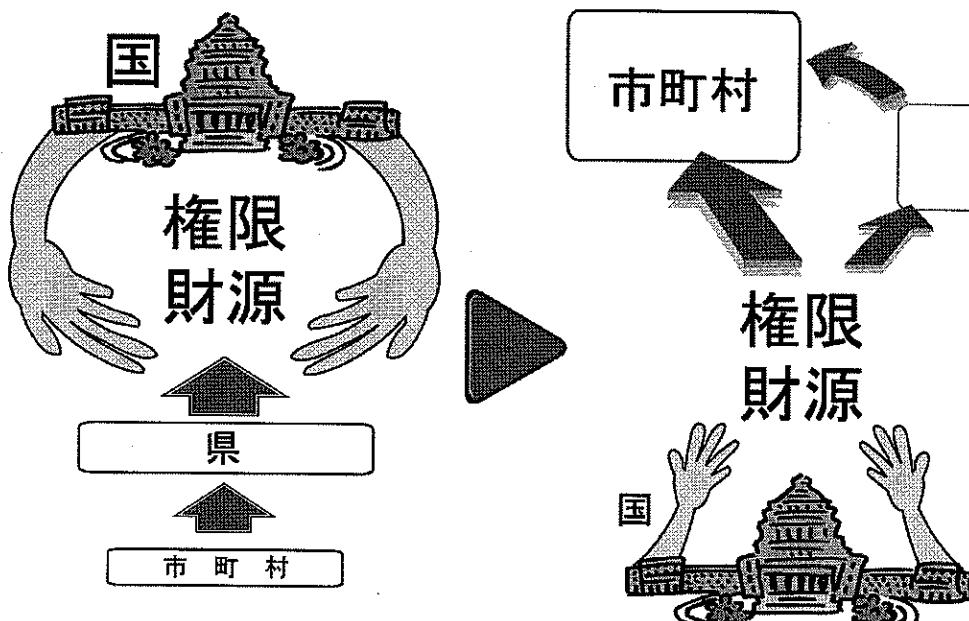
## ◆具体策＝イコール・パートナー関係の確立

過剰な関与関係の排除

必要以上の権限保持の排除、規制等の撤廃



## ◆地方分権の基本的な枠組み



推進項目	II - 1 連携・協働の推進	
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援  (分権宣言進化プログラム実践項目⑤')	中心となる領域等
		市町村領域

### 取組の内容

市町村に対して策定が求められる各種計画等について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。

また、策定が必要な計画等については、円滑な策定が図られるよう支援します。

併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し市町村等へ周知する等の取組みを徹底します。

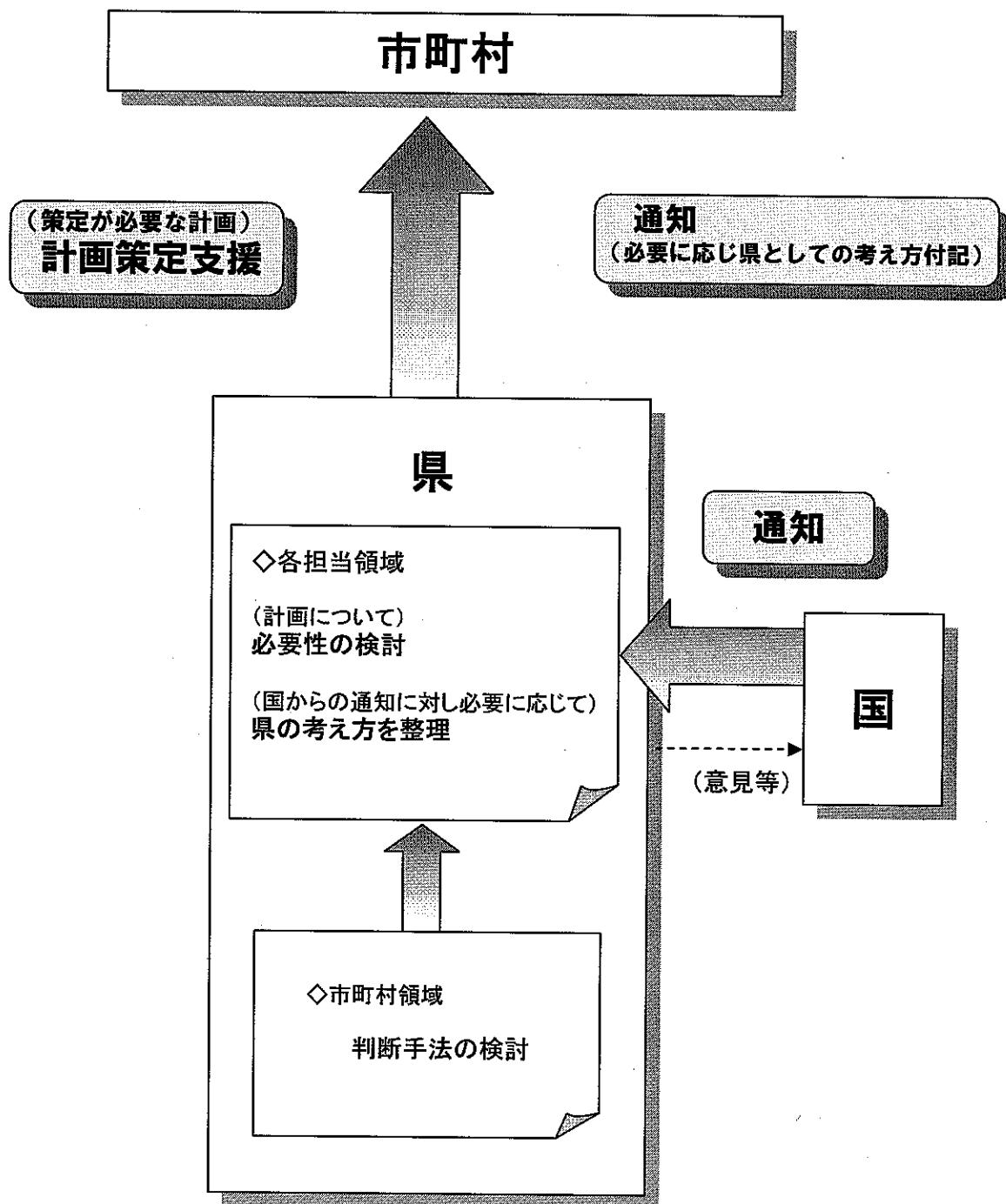
### 【成果目標】

各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。

### 取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
仕組みの検討・実践	検討	実践			
備考					

## 市町村が策定する計画等への支援

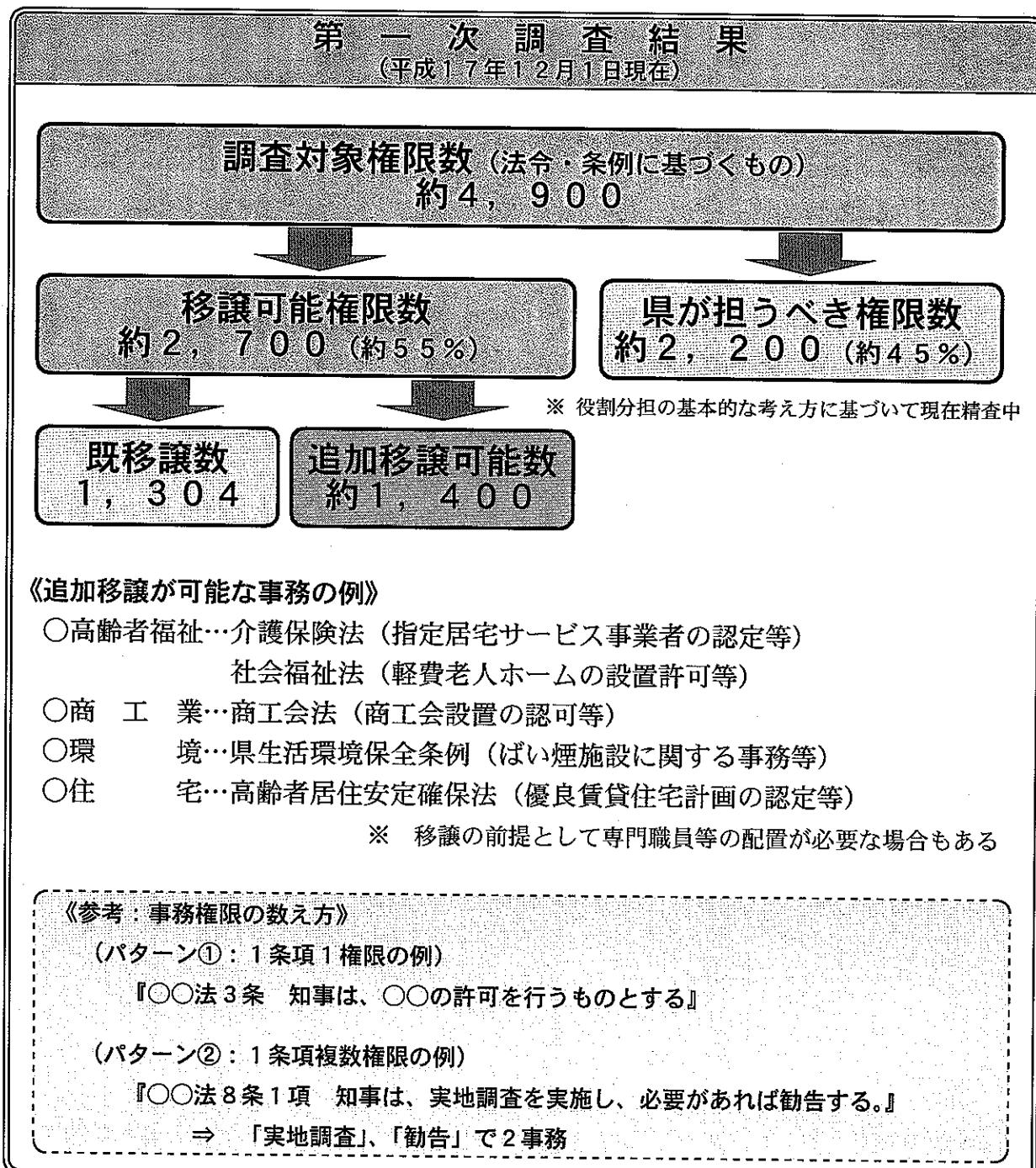


推進項目	II - 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援									
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (分権宣言進化プログラム実践項目⑧)			中心となる領域等 人事領域、市町村領域 財務領域、各部局						
取組の内容										
<p>県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する</li> <li>② 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など</li> </ul> <p>市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。</p> <p>なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援します。</p>										
<p>〈取組みの内容〉</p> <p>1 移譲可能業務リストの作成 県の提示する移譲可能権限へ市町村意見を反映することにより、移譲可能業務リストを作成します。(平成18年度)</p> <p>2 サポート体制のあり方の検討 財源措置（うつくしま権限移譲交付金）のみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方について検討します。</p> <p>3 事務処理特例条例の一本化 市町村への権限移譲の状況の一覧性を確保するため、現在業務ごと個別に定められている事務処理特例条例の一本化を図ります。</p>										
<p>【成果目標】</p> <p>法令及び条例に基づく県の権限数約4,900について、移譲可能業務リスト（たたき台）を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成18年10月を目途に県としての移譲可能業務リスト提示し、このリストに基づき、平成19年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。</p>										
取組の工程表										
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
サポート体制のあり方検討・実施	検討 →	実施			→					
事務処理特例条例の一本化	→									
オーダーメイド権限移譲の実施					→					
備考										

# オーダーメイド権限移譲

## ◆ 実施スケジュール（平成18年）

- ～3月 権限移譲リスト（たたき台）の提示
- 4～5月 市町村からの意見集約
- 6～9月 意見交換・取りまとめ
- 9月以降 権限移譲リストの確定⇒市町村の選択に基づいて権限移譲



推進項目	II – 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援	
取組項目	(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 (分権宣言進化プログラム実践項目⑤)	中心となる領域等 市町村領域、文書管財領域

### 取組の内容

市町村における課題解決のため、各地域の地域連携室を通じた支援を行うとともに、市町村との意見交流の場を設けます。

#### 〈具体的な内容〉

##### 1 市町村に対する支援

- (1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について  
地域連携室を通じ支援
- (2) 課題解決に向けた法的支援
  - ・ 県職員の資質向上（職員研修等）を通した間接的支援
  - ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換

#### (参考)

##### 県の取組み（再掲 I – 1 – (1)）

##### 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

#### 【成果目標】

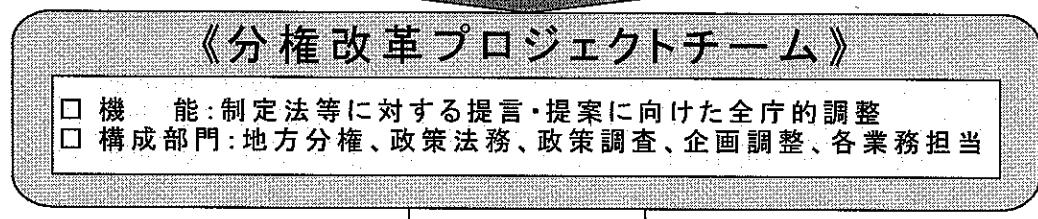
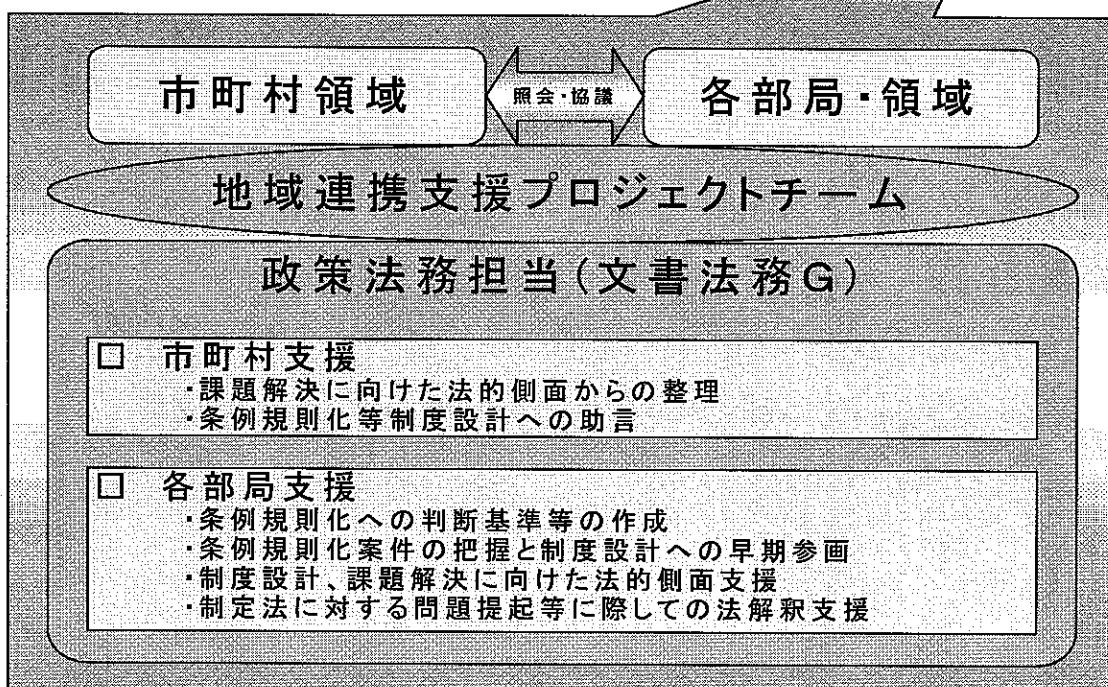
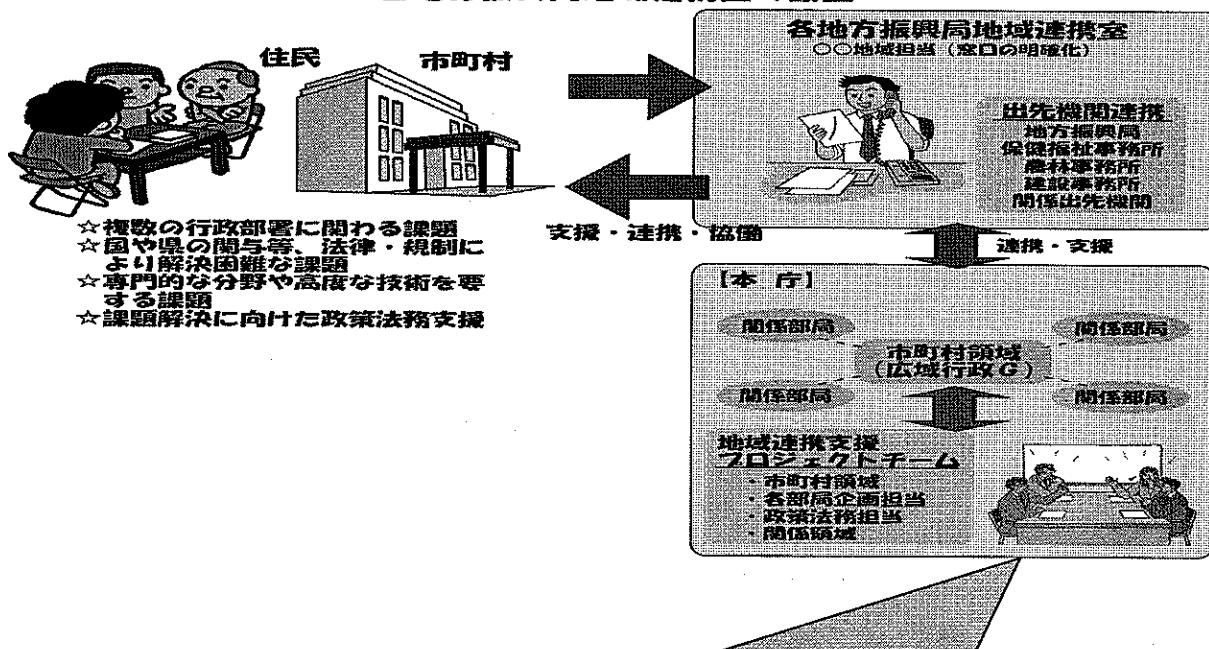
役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取り組みを支援します。

### 取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援					
備考					

## 【取組みイメージ】

### 地域課題解決に向けた体制整備 ～各地方振興局地域連携室の設置～



提言・提案

国等関係機関

推進項目	II - 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援	
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	中心となる領域等
		市町村領域

### 取組の内容

市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、市町村行政支援プランの拡充を図るとともに、次の取組みを行います。

#### ○ 支援に係る連携体制の確立（再掲 I - 1 - (1)）

市町村経営や地域課題に迅速に対応するため、地方振興局に地域連携室を設置し課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁においても地域連携支援プロジェクトチームを設置し、部局横断的に支援します。

#### ○ 人的支援

市町村が、多様化・高度化する行政需要に応えられるよう、職務能力の向上を図るため、引き続き要請に応じた人事交流や実務研修の受け入れ等を実施します。

#### ○ 行政体制整備のための支援

市町村の円滑な業務体制を確保するため、

- ・市町村相互の事務の共同処理における調整
- ・県と市町村の事務の共同処理
- ・事務の受託 等

の制度化等について検討します。

### 【成果目標】

県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取り組みを支援します。

### 取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人的支援					
行政体制整備のための支援					→
備考					

# 市町村

## 自立した行政経営

市町村による自助努力

他市町村  
との連携

県との連携

## 市町村行政支援プラン

- 支援に係る連携体制の確立
- 人的支援
- 行政体制整備のための支援

- ・ 行財政運営の見通し策定支援
- ・ 広域的取り組みの調整等
- ・ 業務の共同処理等の検討
- ・ 新たな自治制度の研究・提言

等

## 市町村合併支援プラン

→ II-2 (4)

推進項目	II-2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援								
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援				中心となる領域等				
					市町村領域				
取組の内容									
<p>「市町村合併支援プラン」に基づき、次の取組みを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併協議に対する支援 合併協議会の要請に応じて、委員、顧問、アドバイザーとして参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行います。 また、合併協議会の運営経費等に対して助成を行います。</li> <li>2 人的支援・行政体制整備のための支援 合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、要請に応じ指導監督を行う職員等を派遣します。 また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保ため、要請に応じ教育委員会に指導主事を派遣します。</li> <li>3 合併後のまちづくりのための支援 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付します。 また、新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。</li> </ol>									
【成果目標】 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。									
取組の工程表									
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
合併協議に対する支援				→					
人的支援・行政体制整備のための支援					→				
合併後のまちづくりのための支援					→				
備考									

